

第2章 災害予防計画

第1節 住民の心得

平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自ら守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認すること。
- イ がけ崩れ、津波に注意すること。
- ウ 建物の補強、家具の固定をすること。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意すること。
- オ 飲料水や消火器の用意をすること。
- カ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保すること。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加すること。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合うこと。
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行うこと。

(2) 地震発生時の心得

- ア まず自ら身の安全を守ること。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保すること。
- ウ すばやく火の始末をすること。
- エ 火が出たらまず消火すること。
- オ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保すること。
- カ 狭い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らないこと。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意すること。

- ク 避難は徒歩で、持ち物は最小限にすること。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行うこと。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされないこと。
- サ 秩序を守り、衛生に注意すること。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ エレベーターの使用は避けること。
- キ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。
- ク 危険物車両等の運行は自粛すること。

3 駅やショッピングセンター等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。

イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。

ウ 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外 の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

オ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地では、道路の破壊、障害物の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することで交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

(1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な高い場所に避難すること。

(2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとること。

(3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

(4) 津波は第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。

(6) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。

(7) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

(8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。

(9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手すること。

(10) 津波注意報でも、直ちに海岸から離れ、海水浴や磯釣りは危険なので行わないこと。

(11) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまでは、海岸や河川に近づかないこと。

第2節 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町、道及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園及び河川など骨格的な都市基盤施設の整備、土地区画整理事業及び民間宅地開発等による面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町及び防災関係機関及び施設管理者は、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- (3) 町は、防災拠点施設、備蓄倉庫、避難路、耐震性貯水槽、防災行政無線等について、特に緊急の防災関連施設として整備充実に努めるものとする。

2 建築物等の安全強化

- (1) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (3) 町は、不特定多数の人々が利用する建築物、公共的建築物、避難所等に利用される施設等について耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (4) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

3 主要交通等の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

町は、主要道路となる緊急輸送道路に接続する未整備の避難路について、緊急車両が通行可能で、住民が安全かつ確実に避難できる避難路として整備充実に努めるものとする。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン

ン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン施設等の代替施設機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽の早期整備に努める。

- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

7 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災の原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等の備え

地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行う。また、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンドや公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

10 津波に強いまちづくり

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 町は、地域防災計画とその他計画が相互に有機的な連携が図られるように、計画作成にあたっては、防災関係者からの意見を取り入れるなど、津波防災に配慮したまちづくりに努めるものとする。
- (3) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (4) 町は、津波浸水想定区域となる忠類晩成地区に迅速かつ確実な伝達をするため、サイレン機能を有した防災行政無線の屋外子局設備の整備確保に努めるものとする。

第3節 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、またはその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町及び防災関係機関は、各職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等についての講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町及び防災関係機関は、一般住民に対して、次により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) ビル街、ショッピングセンター、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用

- (ウ) 広報紙、広報車両の利用
 - (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
 - (オ) パンフレットの配布
 - (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震・津波時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震・津波防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

3 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、火山防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第4節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、共同して実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 町及び防災関係機関が行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

- (1) 情報通信訓練
- (2) 広報訓練
- (3) 指揮統制訓練
- (4) 火災防御訓練
- (5) 緊急輸送訓練
- (6) 公共施設復旧訓練
- (7) ガス漏洩事故処理訓練
- (8) 避難訓練
- (9) 救出救護訓練
- (10) 警備・交通規制訓練
- (11) 炊き出し、給水訓練
- (12) 災害偵察訓練等

3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

4 民間団体との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象区域内の住民を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

5 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練にシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、地震災害時において、住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

1 食料その他の物資の確保

- (1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
- (2) 町は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。
- (3) 本町の備蓄品目及び数量は、被害想定に基づき災害発生から国、北海道等の救援活動が本格化するまでのおおむね3日間において、必要な品目及び数量を基本目標とする。
- (4) 食料や救援物資等は、町民に対する提供を迅速に行う意味から、物資の分散備蓄を進める。
- (5) 町民の食生活や生活ニーズの多様化に対応するため非常用食料や生活物資等の品目の充実に努める。
- (6) 要配慮者に考慮した備蓄品目の選定及び充実を図る。
- (7) 防災週間や防災関連行事等を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
合わせて、感染症対策としてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- (8) アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮すること。
- (9) 厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図ること。

2 防災資機材の整備

道、町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

3 備蓄倉庫等の整備

食料や毛布等の災害救援物資は、被災者への提供を迅速かつ円滑に進めるため、町内3か所の防災備蓄倉庫及び庁舎・支所内の備蓄庫に分散備蓄している。また、生命維持の源である水の確保を確実にするため、町内4か所の指定避難所に耐震性貯水槽を設置している。

- (1) 町は、被災者及び避難者のための食料、飲料水及び毛布等を備蓄する倉庫や、災害発生時に避難所で必要となる防災資機材の保管庫の整備に努める。
備蓄庫は、交通利便性が高く食品を安全に保管できる備蓄拠点として、庁舎や支所に整備を進めるほか、学校等の主要な指定避難所においても、既存の施設及び敷地を積極的に活用するほか、必要な箇所については、新たに備蓄庫を整備し分散備蓄に努める。
- (2) 防災資機材庫についても備蓄庫と同様に、庁舎、支所及び主要な指定避難所に資機材の保管場所の整備に努める。

- (3) 水防倉庫については、水防団の活動拠点となる消防署または車両センター等に設置するように整備に努めるものとする。
- (4) 備蓄倉庫については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定すること。

第6節 相互応援(受援)体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、道、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、地震・津波災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、地震・津波による大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれの防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 相互応援(受援)体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速に行えるよう、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。
- (4) あらかじめ、道や他の市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 道及び町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 道及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 道及び町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 道及び町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活

動の環境整備に努めるものとする。

- (5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第7節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震・津波等による災害発生時には、地域住民の安全確認、被害状況または応急救護など速やかな対応が求められるとともに、広範囲、同時多発の火災に伴う避難誘導等が予想される。

この場合、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。

特に要配慮者の安全確認、保護は、震災などの緊急性を考慮すると行政的対応にはおのずと限界があり、地域住民の協力、援助が不可欠である。

このことを踏まえ、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するための計画は、本計画に定める。その際、女性の参画の推進に努めるものとする。

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、町は、自主防災組織の普及のため、啓発資料の作成をはじめ、研修の実施等により自主防災組織のリーダー育成に努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

3 協力要請事項

各住民組織や団体に対して協力要請する事項は、次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の一般搬出に関すること
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話に関すること
- (3) 義援金品の募集及び整理に関すること
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送に関すること
- (5) 災害時の公共施設等の保全に関すること
- (6) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること
- (7) その他、救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項

4 組織の規模

自主防災組織を編成する規模は、地域住民が災害時の応急活動または避難行動などを行う場合に相互連携・協力を円滑に行えるよう、町内会単位が適当である。

また、住民の日常生活のつながり、平常時の防災活動の実施、災害時の住民掌握あるいは避難行動を考慮し、それぞれ町が指定した避難所の町内会相互の連携を図るため、避難所地域ごとに「地域防災連絡協議会」を設置する。

5 組織構成

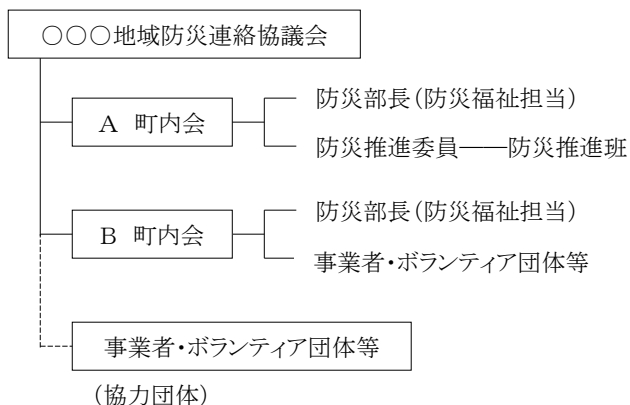
自主防災組織の活動を効果的に行うために、既存の町内会を基本とした組織が適当であり、その組織の中での役割分担を明確にする。

このため、基本的な組織構成として、次のような構成が必要と考えられる。

なお、組織の構成は、民生（児童）委員の協力等を得て、より機動的な組織づくりを推進する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

(例)



- ① 地域防災連絡協議会
 - ・地域内の町内会長等で構成し、防災推進方策の検討、相互連絡調整を行う。
- ② 防災部長（防災福祉担当）
 - ・町内会の防災組織の責任者
 - ・町または本部との連絡調整のための総括者
- ③ 防災推進班
 - ・災害時の町内会等における住民（特に独居老人、障害者）の安全、被災状況等の掌握並びに救急機関等への通報にあたる。
 - ・日常活動として町内会等住民の防災意識の普及、指導を行う。
- ④ 事業者・ボランティア団体等
 - ・町内会内又は複数の町内会に所在する場合も含め、町内会の地域防災に協力する団体等

6 組織の活動

(1) 地区防災計画

自主防災組織は、災害時等に迅速且つ的確な活動を行うために、町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が協同して行う防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）の策定の促進に努めるとともに、個々の住民への計画等の周知徹底を図る。

地区防災計画の作成にあたっては、女性の意見も取り入れるものとする。

災害対策基本法第42条の2第1項に基づき、自助・共助による自発的な防災活動を促進するため、地区居住者等から、防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定める提案(以下「計画提案」という。)が行われた時は、防災会議は、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知するものとする。

(2) 平常時の活動

ア 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

イ 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ロ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるように実施する。

(ハ) 避難所開設・運営訓練

指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。

(ニ) 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(ホ) 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

ウ 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

エ 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速

やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

(3) 非常時及び災害時の活動

ア 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ、正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

- ・ 連絡をとる防災関係機関
- ・ 防災関係機関との連絡のための手段
- ・ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

イ 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、2次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

オ 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D o はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

カ 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、市町村等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

(4) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人、身体障害者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、町内会の避難行動要支援者の保護、安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会または自主防災組織等の活動、協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難が発令された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

- ア 住民の安全確認と保護
- イ 医療手配などの応急対応
- ウ 避難誘導援護

第8節 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難路、避難場所、避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

なお、町が当該計画を作成するにあたっては、関係機関や地域住民等との綿密な連携が必要不可欠であることから、町防災会議のほか、十勝総合振興局地域災害対策連絡協議会を利用するなど、その推進を図るものとする。

1 避難誘導体制の構築

- (1) 町は、地震・津波等による大規模火災等の災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (4) 道及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (5) 道及び町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市町村との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- (7) 道及び町は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
- (8) 町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。
- (9) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意することから、町は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。
- (10) 道と町は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。

2 指定緊急避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所（広域避難場所を含む。）として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り（以下「土砂災害」という。）」「地震、津波」「大規模な火事」の災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。【収容面積：1.0㎡／人】

- (2) 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係機関や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (3) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (4) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (5) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

資料編の次の資料を参照のこと

「資料5-1 指定緊急避難場所」

3 指定避難所の確保等

- (1) 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所（1次避難所、2次避難所、集合避難所及び福祉避難所。以下「避難場所等」という。）として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。

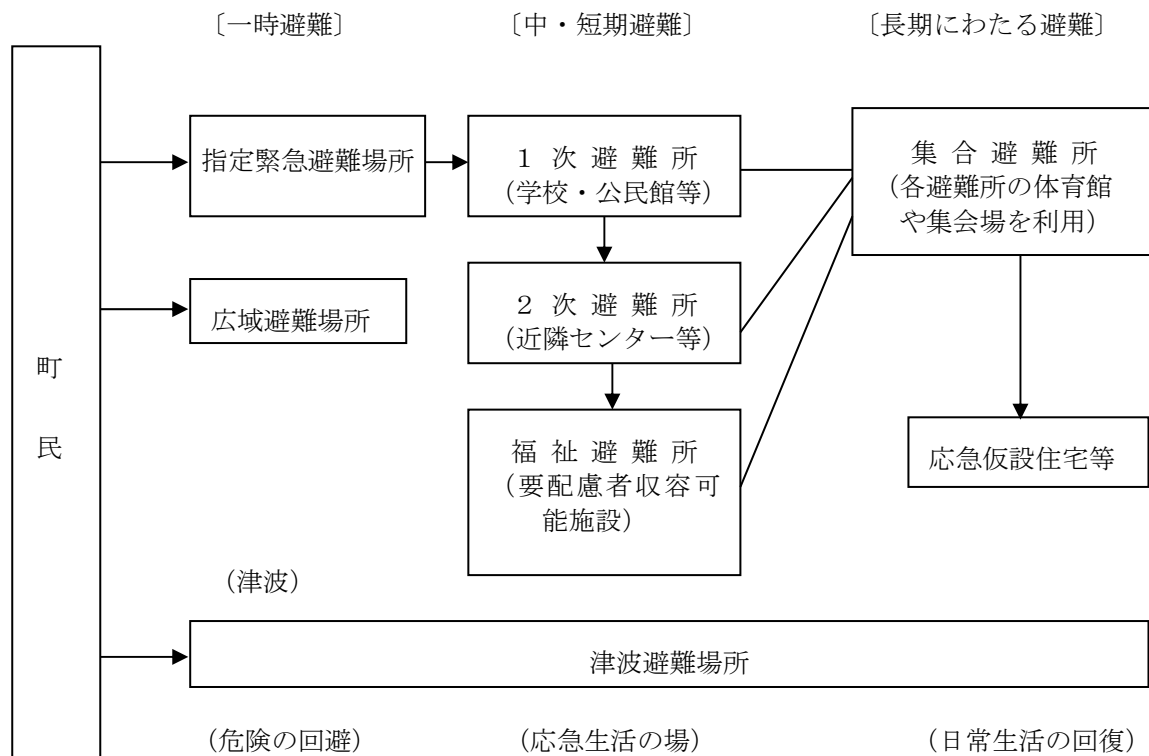
ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

- ウ 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- エ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 町は、指定福祉避難所の指定にあたっては、次の事項について努めるものとする。
- ア 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
- イ 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
- ウ 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- エ 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- オ 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (6) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (7) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。
- (8) 町は、在宅避難者等が発生する場合や避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置することなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- (9) 町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。
- (10) 指定避難所は、次のとおり区分する。また、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設を指定する。
- ア 1次避難所 原則として耐震性の高い構造の公共構造物（学校、公民館等）を選定し、確保する。また、洪水時の避難所と、地震災害等で使用する避難所と別に選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」）による。【収容面積：2.0㎡／人】

- イ 2次避難所 1次避難所が被災を受け、避難所として機能しない場合、または1次避難所の収容能力を超える場合に、2次施設を選定し、確保する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」）による。【収容面積：2.0㎡／人】
- ウ 集合避難所 長期にわたる避難の場合、避難所を数箇所に集約し、施設の体育館や集会場等を選定し、確保する。【収容面積：3.0㎡／人】
- エ 福祉避難所 要配慮者への保健福祉サービスの提供ができるよう避難場所を選定し、確保する。福祉避難所の選定にあたっては、多目的トイレの設置や、バリアフリー化されている収容施設を選定する。（「資料編 資料5-3 福祉避難所（要配慮者収容可能施設）」）による。【収容面積：3.0㎡／人】
- オ 広域一時滞在避難所
大規模災害の場合、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設を選定する。（「資料編 資料5-4 広域一時滞在避難所」）による。
【収容面積：3.0㎡／人】

＜避難所体系＞



4 避難計画の策定等

- (1) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、道は町に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。

(2) 防災マップ・ハザードマップ・Webハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・Webハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

町は、住民、特に避難行動要支援者が、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成する。

また、これら避難に関する情報と被災想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知に努めるものとする。

町は、道の津波避難計画策定指針を参考に津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画（全体計画・地域計画）や地域防災計画津波対策編等の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差違や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。

ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区、収容人数及び家庭動物受入可否

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む）

エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制

オ 指定緊急避難場所・指定避難所の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項

(7) 給水、給食措置

(イ) 毛布、寝具等の支給

(ウ) 衣料、日用必需品の支給

(エ) 冷暖房及び発電機用燃料の確保

(オ) 負傷者に対する応急救護

- (カ) 上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備

カ 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 住民の避難状況の把握
- (イ) 避難中の秩序保持
- (ウ) 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
- (エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 避難に関する広報

- (ア) 防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
- (イ) 登録制メール（防災情報メール）、LINE、SNSによる周知
- (ウ) 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
- (エ) 住民組織（町内会等）を通じた広報（電話、FAX、メールにより町内会長へ連絡）
- (オ) 避難誘導者による現地広報
- (カ) テレビ、ラジオによる広報（町の協定及び道の協定の報道機関（※1）に放送要請）
- (キ) インターネットを利用した広報
- (ク) コンビニエンスストアを利用した広報
- (ケ) 要配慮者に配慮した情報伝達は、「本章 第9節 要配慮者対策計画」に定める

※1 ・道の放送機関との協定

- ① 日本放送協会北海道管内担当札幌放送局
- ② 北海道放送株式会社
- ③ 札幌テレビ放送株式会社
- ④ 北海道テレビ放送株式会社
- ⑤ 北海道文化放送株式会社
- ⑥ 株式会社テレビ北海道
- ⑦ 株式会社エフエム北海道
- ⑧ 株式会社エフエム・ノースウエーブ
- ⑨ 株式会社STVラジオ

・町の放送機関との協定

- ① 株式会社おひひろ市民ラジオ（FM-WING）
- ② 株式会社エフエムおびひろ（FM-JAGA）

(4) 避難所運営

避難所運営において、町は、マニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

5 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）をデジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に補完することが望ましい。

6 防災上重要な施設の管理者

- (1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施するなど、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

ア 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ 避難の経路

ウ 移送の方法

エ 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ 暖房及び発電機の燃料確保の方法

- (2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

7 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、道および町は、相互に連携し、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第9節 要配慮者対策計画

地震・津波災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 要配慮者への対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 要配慮者の把握と支援

町内会及び自主防災組織等の防災関係機関並びに福祉関係者等の協力により、地域全体の要配慮者の把握に努め、これらを支援する情報伝達、救助等の体制づくりを目指すものとする。

(2) 防災機器等の整備

地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。また、要配慮者の対応能力に考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

また、防災情報を迅速にかつ正確に伝達するため希望する世帯に防災行政無線戸別受信機を無償貸与する。

(3) 避難体制の確立

要配慮者に対する避難体制及び誘導等の支援については、「本章 第6節 避難体制整備計画」及び「第5章 第5節 避難対策計画」に基づき、支援するものとする。

また、町は、避難所の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせて、避難施設の段差の解消、スロープや多目的トイレの設置など利便性の向上及び避難施設の安全性を配慮した整備を推進するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努める。

(4) 防災教育・訓練の充実等

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ア 要配慮者及びその家族に対する指導・啓発

- (ア) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。
- (イ) 災害時に近隣の協力が得られるよう、日頃から呼びかけに努める。
- (ウ) 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加するよう呼びかける。

イ 地域住民に対する指導・啓発

- (ア) 各地区の自主防災組織等は、地区内の要配慮者への支援体制を平素から整備する。
- (イ) 災害時には、要配慮者の安全確保に協力する。
- (ウ) 地域で実施する防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

(5) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

2 避難行動要支援者への対応

要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑、迅速な避難のために、特に支援が必要な者を避難行動要支援者として把握に努め、基本法第49条の10第1項（平成26年4月1日施行）及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しながら、自主防災組織や民生委員・児童委員を始めとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、要介護者状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲

町が整備する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は、次のとおりとし、生活の基盤が自宅にある者とする。

- (ア) 介護保険の要支援1・2及び要介護1から5の者
- (イ) 身体障がい者手帳1級又は2級保持者。ただし、聴覚又は平衡機能障がい者及び視覚障がい者は3級まで対象とする。
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳保持者
- (エ) 療育手帳保持者
- (オ) その他、災害時において配慮を必要と認められる者（難病患者等）

ただし、避難行動要支援者の要件を満たさない場合でも、以下のケースにより避難行動要支援者として「避難行動要支援者名簿」に掲載を求めることができる。

- ① 避難支援等関係者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合
- ② 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を町に求めた場合

イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所

- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
(生命を維持するために必要な機器利用の有無等)
- (2) 避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によるほか、町で把握していない情報については、必要に応じて道やその他の関係機関に対して要配慮者に関する情報提供を求めることとする。
- (3) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

ア 町は、災害の発生に備え、平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合、条例の定めにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。

なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

イ 避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

 - (ア) 幕別消防署
 - (イ) 帯広警察署
 - (ウ) 民生委員・児童委員
 - (エ) 幕別町社会福祉協議会
 - (オ) 自主防災組織又は町内会
 - (カ) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- (4) 避難行動要支援者名簿の管理

ア 情報の適正管理

町は、避難行動要支援者名簿について、防災情報システムにより常時適正な管理が行われるよう徹底する。

災害の規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

町は、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿を防災情報システムにより管理する。名簿情報は毎月更新し、最新の状態を維持する。

ウ 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有するものとする。

町は、避難支援等関係者からの請求があったとき、必要な限度で名簿情報を提供する

※防災情報システム・・・避難行動要支援者の名簿情報を管理するシステム（住基情報、要介護者状態区分、障害者支援区分情報に連動）
- (5) 情報漏えい防止の町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
 - イ 自主防災組織又は町内会に提供する場合は、他の区域の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
 - ウ 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
 - エ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ厳重なる保管を行うよう指導すること。
 - オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
 - カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること。
 - キ 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
 - ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修等を実施し、適正な取り扱いの指導、啓発に努めること。
- (6) 要配慮者が円滑に避難するための通知又は警告の配慮

ア 高齢者等避難等の発令・伝達

町は、自然災害発生時に要配慮者が、円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼び掛け」や「避難注意情報の周知」を適時適切に行い、高齢者等避難や避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を関係機関及び住民その他必要な団体に伝達する。

また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。

特に、避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うために、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発表及び伝達にあたっては、以下の配慮を行う。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- (イ) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

イ 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難情報が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール、登録制メール（防災情報メール）、LINEなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等も活用するなど、伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

【情報伝達の例】

- ・聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信・聴覚障がい者用情報受信装置
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
- ・その他：メーリングリスト等による送信

ソーシャル・ネットワーキング・サービス等のインターネットを通じた情報提供

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。

したがって、避難行動要支援者には、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとする。

(8) 個別避難計画の作成

ア 町は、庁内の防災・福祉・保健・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ 避難関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

3 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から町との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制確保に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制を整備する。

(4) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が、地震災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設は、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

4 病院入院患者等の対策

(1) 関係機関が実施する対策

日本赤十字社北海道支部、（一社）北海道医師会、（一社）十勝医師会等は、北海道の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うように指導する。

(2) 医療機関が実施する対策

医療機関は、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、作成するものとする。

また、施設、設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等、緊急時の連絡体制や避難指導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機（器）材等の備蓄等、防災体制の強化を図るものとする。

5 土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設対策

(1) 要配慮者関連施設への指導

町は、土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 警戒避難体制の確立

土砂災害危険箇所等に立地する要配慮者関連施設（社会福祉施設、病院等に該当するもののほか、それ以外の類型のものを含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

6 外国人に対する対策

道及び町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人をいわゆる要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

- (1) 支援物資の入手方法や広域避難の案内等、多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化及びピクトグラム化
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- (4) 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

7 観光客対策

(1) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策に努める。

(2) 観光客への防災情報の提供

町は、避難場所等の標識の適切な配置、コンビニエンスストア、駅、ホテルなど多くの人が集まる場所での情報提供の充実など、地域に不慣れな観光客に対する情報提供体制等の充実を図る。

8 援助活動

要配慮者の早期発見等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 町の対策

ア 要配慮者の確認・早期発見

災害発生後、直ちにあらかじめ把握している要配慮者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

イ 指定避難所等への移送

要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

(ｱ) 指定避難所への移動

(ｲ) 病院への移送

(ｳ) 施設等への緊急入所

ウ 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努める。

エ 在宅者への支援

在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

オ 応援依頼

別表 2-9-1 「要配慮者に配慮すべき対策」に基づいて、関係機関等へ応援要請して、連携を図る。

別表2-9-1 要配慮者に配慮すべき対策

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難収容等】 1 要配慮者の状況把握 ・安否確認・保健福祉サービスの有無	町	全要配慮者
2 災害情報及び避難情報（避難指示等）の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	町、関係機関	全要配慮者
3 避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者、児童等を車両で移送	町、関係機関	全要配慮者
4 指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備、段差解消、スロープの配置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、車椅子の確保、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	町、道、関係機関	全要配慮者
5 情報提供体制の確保 ・文字放送対応テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	町、道、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
6 医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
7 応急仮設住宅等の確保 ・高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅への優先的入居	町、道	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【生活必需品等】 1 要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品）等の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【保健衛生、感染症予防等】 1 心身両面の健康管理 ・メンタルケア・巡回健康相談等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
2 保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	町、道、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、幼児、児童、妊婦
【ライフライン等】 1 医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・労働力の確保等	町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等

【広域相互応援等】				
1 応援体制の整備				
・ 応援内容の選定、参集方法、交代方法等の調整				
人 員	医師、看護師、保健師、助産師、介護員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者、外国語通訳等		町、道、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者
車 両	移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車			
資機（器）材	医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等			
・ 支援物資等の集積方法等の調整				
2 受援体制の整備				
・ 応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整				
・ 応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等				

第10節 津波災害予防計画

地震の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町では避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画やハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

1 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

(1) 伝達手段の確保

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、屋内外にいる住民、走行中の車両運転者、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るとともに、迅速かつ確実な伝達を必要とすることから、サイレン等の多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

(2) 伝達協力体制の確保

町長は、町内会及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(4) 啓発活動と避難訓練

町は、地域住民等に対し、各種普及啓発活動を通じて津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

(5) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

2 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して住民に対して津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

- (1) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な高い場所に避難する。
- (2) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- (4) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては、一日以上にわたり継続する可能性がある。

- (5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (6) 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- (7) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (8) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- (9) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (10) 津波注意報でも、直ちに海岸から離れ、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- (11) 津波は繰り返して襲ってくるので、警報・注意報が解除されるまでは、海岸や河川に近づかない。

第11節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、本計画に定める。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、地震時の火気の手扱いについて指導啓発するとともに、火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう啓発に努める。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるには、初期消火が重要であるので、町は地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭及び地域の自主防災組織等に対し、予防思想の啓発に努め、消火器及び火災報知器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具の手扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) ホテル、大型スーパー、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

幕別消防署は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導に努める。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化策

幕別消防署は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災の予防措置

第12節 危険物等災害予防計画

地震における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、本計画に定める。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等における災害の予防を促進するため、町及び幕別消防署は、事業所に対し次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

2 危険物保安対策

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

3 高圧ガス保安対策

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保

安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

事業所及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等取扱事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

(3) 帯広警察署

ア 危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の実態を把握し、防災対策における措置体制の確立を図るものとする。

イ 危険の発生が予想され、または災害の発生等について施設から届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

4 毒物・劇物災害対策

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健福祉事務所（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 帯広警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

5 放射性物質災害対策

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 幕別町・幕別消防署

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 帯広警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

第13節 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、本計画に定める。

1 木造建築物の防火対策の推進

木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

2 既存建築物の耐震化の促進

現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導、助言、指示等の強化を図り、特に倒壊の危険性の著しく高い建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、防災拠点や避難施設を連絡する緊急時の輸送経路として、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、積極的に耐震化を推進する。

3 ブロック塀等の倒壊防止

地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検、補強の指導を行うとともに、新規で施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

4 窓ガラス等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

5 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

6 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 国、道及び町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第14節 土砂災害の予防計画

本計画は、地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所における土砂災害を防止するため、関係機関と連携して危険箇所を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

1 土砂災害警戒区域等の周知

町長は、防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒区域等の実態把握に努め、地域住民に周知する。（「資料編 資料 10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」参照）また、地域住民は土砂災害警戒区域等及び警戒避難に関する知識を深める。

2 土砂災害警戒区域等の警戒体制

町長[担当は、建設対策部土木班とする。]は、地震により土砂災害が予想される場合、地域住民及び関係機関と協力して、危険箇所の監視及び巡回等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

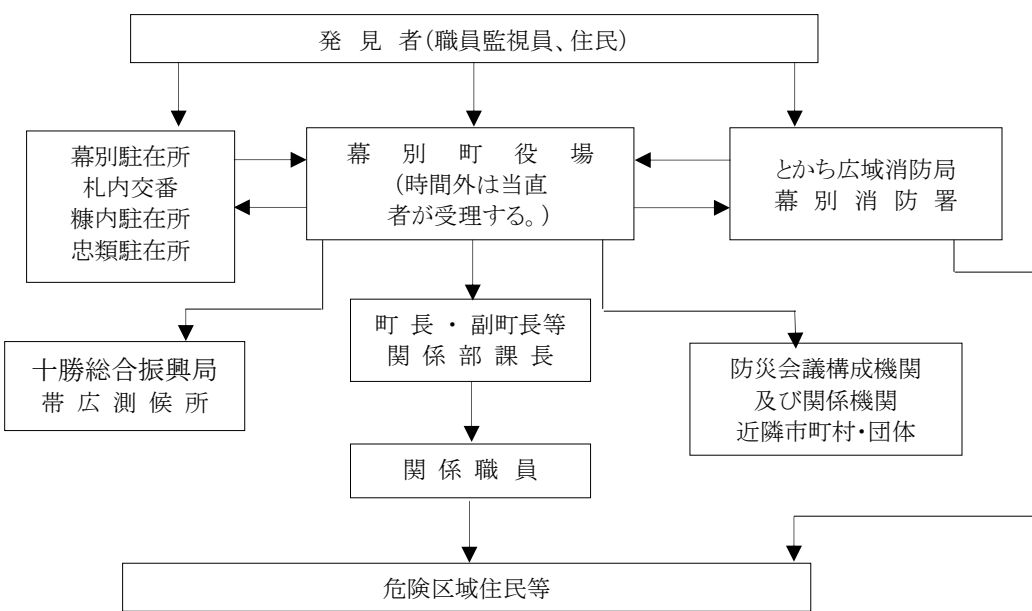
3 気象警報の把握

「第3章 第2節 地震・津波情報伝達計画」の定めによる。

4 土砂災害警戒区域等の情報収集・伝達

(1) 土砂災害情報等の収集

別図 2-6-1 土砂災害情報等の収集の流れ

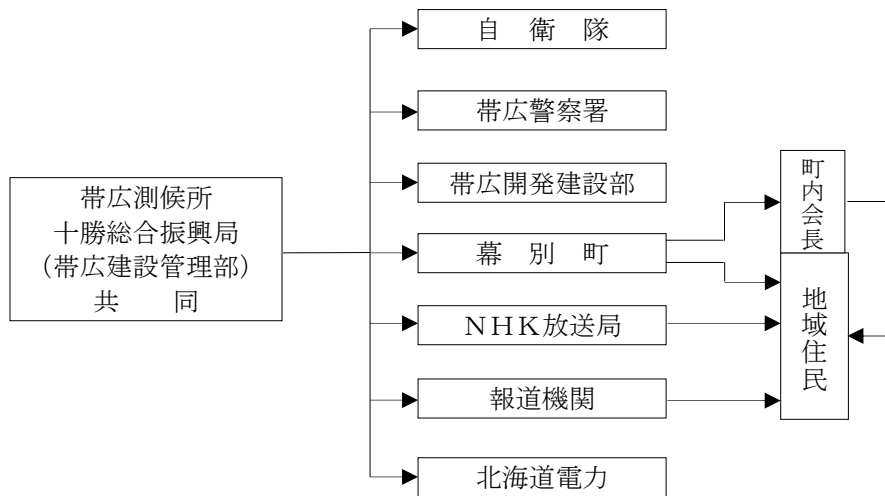


※情報を収集すべき危険箇所

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（「資料編 資料 10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所」）

(2) 土砂災害警戒情報等の伝達

別図 2-6-2 土砂災害警戒情報伝達の流れ



(3) 避難情報の発令

土砂災害警戒情報等が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月8日法律第57号）に基づき指定を受けた土砂災害警戒区域等については、前述に記載するほか、次により警戒体制の強化を図るものとする。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定区域

「資料編 資料10-5」のとおり

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第3章 第5節 避難対策計画」の定めによる。

(3) 要配慮者への支援

土砂災害警戒区域内に避難行動要支援者となる要配慮者利用施設はないが、要配慮者への支援については、「第9節 要配慮者対策計画」の定めによる。

(4) 避難指示等の発令対象区域

土砂災害の危険が高まった場合の避難指示等の発令対象区域は、「資料5-2 指定避難所」に記載の対象町内会とする。

なお、土砂災害警戒区域等に位置する公共施設は、糠内中学校、農業者トレーニングセンター、旧古舞小学校、まなびや中里、葬斎場が該当する。

(5) 避難所の開設、運営

ア 指定緊急避難場所

土砂災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先として、緊急に一時避難できる場所として、指定緊急避難場所を開設する。（「資料編 資料5-1 指定緊急避難場所」参照）

イ 指定避難所

土砂災害等によって住居を失い、または居住することが不可能と認められる者を一定期間収容する施設として、指定避難所を開設する。（「資料編 資料5-2 指定避難所」参照）

ウ 土砂災害時の避難所の開設・運営については、「第3章 第5節 避難対策計画」の定めによる。

6 土砂災害防止対策

- (1) 町及び関係機関は、それぞれの所轄の区域の保全及び安全を確保するため、土砂災害警戒区域等に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図る対策を講ずる。
- (2) 町は、土砂災害が予想される区域に対して、危険区域の指定及び土砂災害防止工事が早期に実施されるよう道に要請していく。

7 防災意識の向上

- (1) 土砂災害警戒区域等、洪水浸水想定区域、指定避難所、平時からの備え、その他避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを全世帯に配布し、住民の土砂災害に対する知識や認識の向上を図る。
- (2) 土砂災害警戒区域等の前兆現象を早期発見するため、日頃から職員が巡視するとともに、危険箇所の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）や河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や住民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第15節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、本計画に定める。

1 液状化対策の推進

液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

2 液状化対策の調査・研究

大学や各種研究機関と連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

3 液状化対策

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策の普及に努める。
- (2) 町及び関係機関は、発生した液状化に対してそれぞれ所管の施設の被害を防止、軽減する構造的対策を講ずる。
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する。

4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

(政策の体系)

液状化対策についての調査研究

液状化対策の推進建設物などに対する液状化対策

液状化対策に関する知識の普及・啓発

(手法の体系)

液状化発生の防止（地盤改良）

液状化の対策液状化による被害の防止（構造的対応）

代替機能の確保（施設のネットワーク化）

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所、避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における地震災害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「資料編 資料9－1 北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難情報（避難指示等）の発令ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難、救出、給水、食糧、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策等の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、北海道開発局、北海道及び町の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

- (ア) 道路管理者は、国道、道道及び町道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携のもとに除雪計画を策定する。
- (イ) 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- (ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (イ) 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

4 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、

建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における指定避難所及び避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所及び避難路の確保に努める。

(3) 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

5 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、施設に外部受電盤等を設置するなど、非常電源等のバックアップ設備の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

町は、災害時避難所を開設する際には、避難所床面の寒冷に伴う低体温症の発症を予防するため、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

(2) 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

(3) 住宅対策

町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるほか、積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(4) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難になることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のため長期対策を考慮する。

6 スキー客に対する計画

スキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ロッジ等の損壊等により多数のスキー客・関係者の被害が懸念されることから、施設管理者は、施設の避難計画等を定めておくとともに、その計画に基づいた防災訓練等を実施し、スキー場利用客の安全対策を図るものとする。

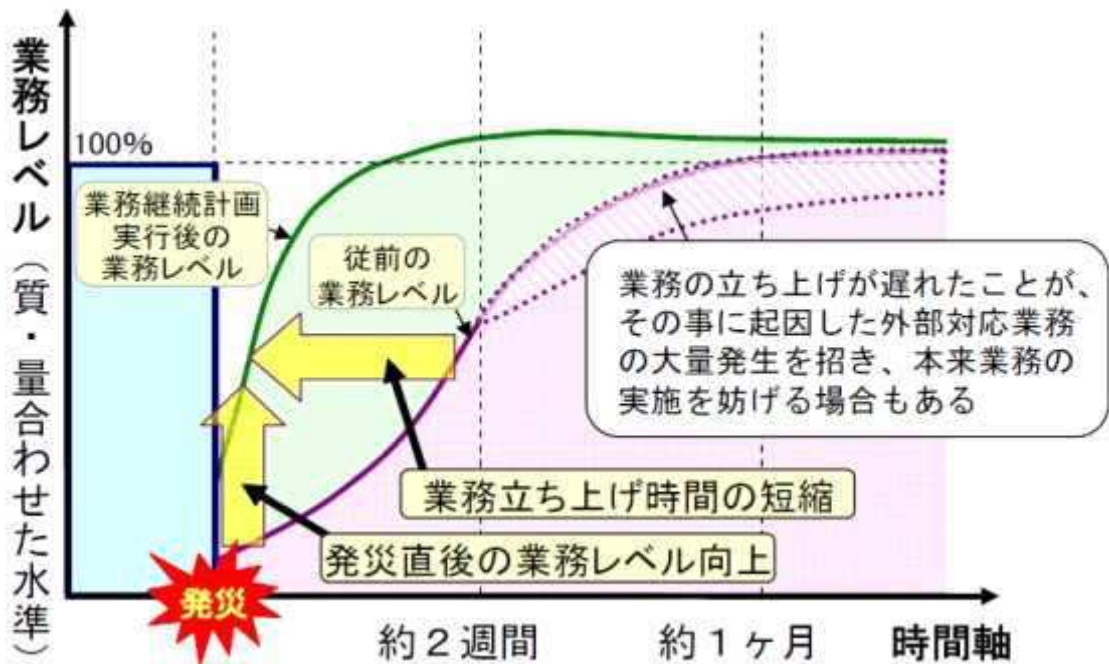
第17節 業務継続計画の策定

町は災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

1 業務継続計画(BCP)の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

〈業務継続計画の作成による業務改善のイメージ〉



2 業務継続計画(BCP)の策定

(1) 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の

参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(参考) 「資料編18-1 幕別町災害時業務継続計画」

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。